

一般社団法人川崎市介護支援専門員連絡会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人川崎市介護支援専門員連絡会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、川崎市内において、介護支援専門員の資質の向上と、相談しあえるネットワークづくり、行政等の他機関・他団体との連携を推進し、地域社会の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 介護支援専門員の資質向上や社会的地位向上に関する事業
2. 介護保険制度の推進及び普及啓発に関する事業
3. 川崎市民等の保健・医療・福祉の啓発及び増進に関する事業
4. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 介護保険法に規定する介護支援専門員、介護支援専門員の登録を受けている者、介護支援専門員実務研修受講試験の合格者又は地域包括支援センターの職員のいずれかであって、川崎市内に住居又は勤務先を有し、当法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で、理事会で推薦した後、社員総会において承認されたもの

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項
(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会の決議により定められた順序により、他の理事がこれに当たる。
- 3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会の決議により定められた順序により、他の理事が議長になる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) その他法令又はこの定款で定める事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者

の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第18条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第20条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第5章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から1名を選定し、代表理事をもって会長とする。

3 理事会は、その決議により、理事の中から副会長を若干名定めることができる。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事につ

いても、同様とする。

- 6 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第21条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（役員報酬等）

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

（相談役）

第28条 当法人に、相談役を若干名置くことができる。

- 2 相談役は、当法人の状況をよく知る者の中から、理事会において任期を

定めた上で選任する。

3 相談役は、理事又は監事の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

4 相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(4) 相談役の選任及び解任

(5) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

(6) 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第30条の責任の免除

(開催)

第33条 通常理事会は、毎年定期に、年6回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合は、この限りでない。

- 2 会長に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順序により、他の理事がこれに当たる。
- 3 会長は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会の決議により定め

た順序により、他の理事が議長になる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第40条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第44条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 支部組織

(支部組織)

第48条 当法人は、第3条及び第4条の推進のために、川崎市内の区ごとに支部を置く。

- 2 支部は、設置単位の区域内において、当法人の事業計画に基づき、第4条各号に定める事業を分掌する。
- 3 支部の運営に関する必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。
- 4 支部には支部の事務を行うため、正会員から支部長1名及び規則で定めるその他の支部役員を置く。

第10章 事業部

(事業部)

- 第49条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、事業部を設置することができる。
- 2 事業部の部員は、会員及び学識経験者のから理事会の決議により選任する。
 - 3 事業部の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

- 第50条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、事業部の下部組織として委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、事業部の推薦に基づき、理事会の決議により選任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

- 第51条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長1名及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

- 第52条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方

法により行う。

第13章 附 則

(最初の事業年度)

第53条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和7年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第54条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 出口智子 尾石恵美子 宮田雅子

青木千鶴 深澤亮

設立時代表理事 出口智子

設立時監事 柿沼千絵 武笠太朗

(設立時社員の氏名及び住所)

第55条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 [REDACTED]

設立時社員 出口智子

住 所 [REDACTED]

設立時社員 尾石恵美子

住 所 [REDACTED]

設立時社員 宮田雅子

住 所 [REDACTED]

設立時社員 青木千鶴

住 所 [REDACTED]

[REDACTED]

設立時社員 深澤亮

住 所 [REDACTED]

設立時社員 柿沼千絵

住 所 [REDACTED]

設立時社員 武笠太朗

(法令の準拠)

第56条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人川崎市介護支援専門員連絡会設立のため、設立時社員出口智子ほか6名の定款作成代理人である司法書士土橋妥友は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和6年6月3日

設立時社員	出口智子
設立時社員	尾石恵美子
設立時社員	宮田雅子
設立時社員	青木千鶴
設立時社員	深澤亮
設立時社員	柿沼千絵
設立時社員	武笠太朗

上記設立時社員7名の定款作成代理人

神奈川県川崎市川崎区東田町6番地2ミヤダイビル7階
司法書士 土橋妥友